



平成 25 年 9 月 27 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト  
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫  
(コード番号 6473)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 安藤 健二  
(TEL 052-527-1915)

## 米国司法省との合意について

当社は、平成 25 年 9 月 26 日（米国時間）、一部顧客向けの自動車用ベアリング及び電動パワーステアリング製品の取引に関して米国反トラスト法に違反したとして、罰金 103.27 百万米ドル（約 103 億円）を支払うことなどにつき、米国司法省と正式に合意するに至りました。

当社は、平成 23 年 7 月にベアリングに関する独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けたことを契機として社内調査を行ってまいりました。当該調査等により判明した事実を受け、それ以降、当社は一貫して米国司法省による調査に全面的に協力してまいりましたが、このほど同省と上述のとおり正式に合意するに至りました。当該正式合意により、調査協力は今後も継続することとなります。

株主様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、平成 23 年 7 月の公正取引委員会の立入検査以降、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続してまいりました。今後も、これまで徹底してきたコンプライアンス体制をグローバル規模でより強化し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

なお、上記金額につきましては、平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算において、特別損失として計上する予定であります。

また、業績予想につきましては現在精査中であり、取りまとめ次第、速やかに公表いたします。

以上